

経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却の償却限度額の計算に関する付表
(旧措法46、68の30)

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

特別償却の付表(十八) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

計 画 対 象 事 業 名	1						
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対 象 資 産 の 種 類 等	2	()	()	()			
対 象 資 産 の 名 称	3						
対 象 資 産 の 用 途	4						
取 得 等 年 月 日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・			
事業の用に供した年月日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・			
取 得 価 額	7	円	円	円			
普 通 償 却 限 度 額	8						
割 増 償 却 率	9	$\frac{27}{100}$	$\frac{27}{100}$	$\frac{27}{100}$			
割 増 償 却 限 度 額 (8) × (9)	10	円	円	円			
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	11	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金			
適 用 要 件 等							
中小企業者の判定	期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	12	円	経営基盤強化計画の承認年月日	14	平 ・ ・	
	期末の常時使用する従業員数	13	人				
主として計画対象事業を営んでいるかどうかの判定							
収入金額基準	総 収 入 金 額	15	円	資 産 価 値 基 準	期 末 棚 卸 資 産 の 帳 簿 価 額	22	円
	固 定 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 収 入 金 額	16			期 末 固 定 資 産 (土 地 を 除 く 。) の 帳 簿 価 額	23	
	差 引 総 収 入 金 額 (15) - (16)	17			帳 簿 価 額 合 計 (22) + (23)	24	
	計 画 対 象 事 業 に 係 る 収 入 金 額	18			計 画 対 象 事 業 に 係 る 期 末 棚 卸 資 産 の 帳 簿 価 額	25	
	同 上 の うち 固 定 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 収 入 金 額	19			計 画 対 象 事 業 に 係 る 期 末 固 定 資 産 (土 地 を 除 く 。) の 帳 簿 価 額	26	
	差 引 収 入 金 額 (18) - (19)	20			帳 簿 価 額 合 計 (25) + (26)	27	
	収 入 金 額 基 準 $\frac{(20)}{(17)}$	21	%		資 産 価 値 基 準 $\frac{(27)}{(24)}$	28	%

特別償却の付表（十八）の記載の仕方

- 1 この付表（十八）は、青色申告法人が平成24年改正前の租税特別措置法（以下「平成24年旧措置法」といいます。）第46条《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が平成24年旧措置法第68条の30《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得したものについては、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 この付表（十八）は、まず、(12)欄から(14)欄までの各欄を記載し、次いで、(15)欄から(21)欄までの各欄又は(22)欄から(28)欄までの各欄を記載し、最後に、(1)欄から(11)欄までの各欄を記載します。
- 4 「計画対象事業名1」には、平成24年旧措置法第46条第1項（又は第68条の30第1項）の規定の適用を受ける場合には指定業種に属する事業の名称を記載します。
- 5 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 6 「対象資産の用途4」には、「工場用」等の用途を記載します。
- 7 「取得価額7」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》、措置法第61条の3、第64条、第65条、第65条の7及び第67条の4《圧縮記帳》、平成25年改正前の租税特別措置法第65条の13《圧縮記帳》並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額8」には、対象資産の普通償却限度額を記載します。
- 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「経営基盤強化計画の承認年月日14」には、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）による改正前の沖縄振興特別措置法第67条第1項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認年月日を記載します。
- 11 「主として計画対象事業を営んでいるかどうかの判定15～28」の各欄は、平成24年改正前の租税特別措置法施行令第29条第1項（又は第39条の59第1項）に定める割合を計算する場合に記載します。

また、「収入金額基準21」又は「資産価額基準28」のいずれかが50%を超える場合には、他の一方の各欄の記載は要しません。

収入金額基準及び資産価額基準のいずれもが50%以下である場合には、これらの規定の適用はありませんから注意してください。